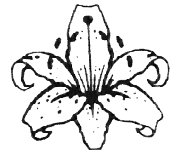


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和元年6月28日(金曜日)

号外第12号

毎週火曜日及び金曜日発行

購読料
一箇月二、九三〇円 一箇年三、五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部三五四円(消費税及び地方消費税込み)

発行
横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷
横浜市鶴見区矢向三一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

目次	ページ
○規則	
神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則(総務・人事課)	1
神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則(総務・人事課)	1
神奈川県有財産規則の一部を改正する規則(総務・財産経営課)	1
神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(環境農政・	

大気水質課)	1
健康増進法等の施行に関する規則の一部を改正する規則(健康医療・健康増進課)	1
神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例施行規則の一部を改正する規則(健康医療・健康増進課)	2
○公告	
特別保護地区の指定の案の縦覧(環境農政・自然環境保全課)	2
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による公聴会の開催(環境農政・自然環境保全課)	2

規 則

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和元年6月28日
神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県規則第18号

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

神奈川県行政機関設置条例の一部を改正する条例(平成31年神奈川県条例第13号)の施行期日は、令和元年7月1日とする。

神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日
神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県規則第19号

神奈川県行政組織規則の一部を改正する規則

神奈川県行政組織規則(昭和31年神奈川県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項の表神奈川県川崎県税事務所の項中「川崎市川崎区富士見1丁目1番2号」を「川崎市川崎区東田町8番地」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

神奈川県有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日
神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県規則第20号

神奈川県有財産規則の一部を改正する規則

神奈川県有財産規則(昭和59年神奈川県規則第40号)の一部

を次のように改正する。

第4条第1項中「財産経営課」という。)の次に「若しくは総務局財産経営部施設整備課」を加える。

別表第4川崎合同庁舎の項を削る。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日
神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県規則第21号

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成14年神奈川県規則第43号)の一部を次のように改正する。

附則第7項中「平成28年7月1日から平成31年6月30日」を「令和元年7月1日から令和4年6月30日」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

健康増進法等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日
神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県規則第22号

健康増進法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

健康増進法等の施行に関する規則(昭和28年神奈川県規則第64号)の一部を次のように改正する。

第2条中第12号を第19号とし、第11号を第18号とし、第10号を

この公報は再生紙を使用しています